

第1回 岐阜県障がい者総合支援懇話会(重症心身障がい・医療的ケア部会)

平成29年2月8日(水) 16:00～
希望が丘こども医療福祉センター多目的室ホール

議事次第

- 1 岐阜県障がい者総合支援懇話会(重症心身障がい・医療的ケア部会)の設置について
- 2 重症心身障がい児者(医療的ケア児)支援連携施策について
- 3 その他

配付資料

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 重症心身障がい・医療的ケア部会の設置について |
| 資料2 | 県の重症心身障がい児者(医療的ケア児)支援連携施策の進捗状況 |
| 資料3 | 重症心身障がい児者(医療的ケア児)支援連携施策について(参考) |
| 資料4 | 重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について |
| 資料5 | 平成29年度 医療的ケアに関する特別支援教育課の取組 |

平成28年6月3日
医政発0603第3号
雇児発0603第4号
障発0603第2号
府子本第377号
28文科初第372号

{ 各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市市長 } 殿

{ 各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号。以下「改正法」という。)が本日公

布され、改正法により新設された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条の 6 第 2 項の規定が本日施行された。これにより、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることとされたところである。

については、各地方公共団体におかれては、下記の趣旨及び留意事項を十分ご理解の上、所管内の医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、計画的に取り組んでいただくようお願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対する周知につき、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対する周知につき、それぞれお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（参考）児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

記

1 児童福祉法第 56 条の 6 第 2 項の趣旨

医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。このような医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、その心身の状況に応じて、保健、医療及び障害福祉だけでなく、保育、教育等における支援も重要であり、また、当事者及びその保護者等が安心して必要な支援を受けるためには、関係行政機関や関係する事業所等が「利用者目線」で緊密に連携して対応することが求められている。

このため、今回の法改正においては、地方公共団体は、医療的ケア児がその心身の状況に応じて適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めることとされており、地域における連携体制の構築の中心となる役割を担い、実効性

のある取組につなげていただくことが期待されている。

あわせて、各分野における取組も着実に進める必要があるため、以下のとおり、分野ごとの留意事項をとりまとめているので、今後の各分野の施策のニーズ調査、立案、計画、実施等の段階において、十分ご配慮願いたい。

2 保健関係

母子保健施策は、低出生体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健診などを通じて、市町村（特別区を含む。）の母子保健担当者が広く乳幼児及びその保護者等と接触する機会となっている。市町村（特別区を含む。）の母子保健担当者は、母子保健施策の実施を通じ、医療的ケア児であることを把握した場合には、当該医療的ケア児が心身の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、その保護者等に対し、必要に応じ、関係課室等について情報提供を行うとともに、保護者等の同意を得て、関係課室等と必要な情報の共有に努めるようお願いする。

3 医療関係

- (1) 在宅で生活している医療的ケア児やその家族が必要な訪問診療や訪問看護などの医療を受けながら生活することができる体制の整備が重要である。

都道府県が小児・在宅医療の提供体制を構築するに当たっては、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に規定する医療計画策定の参考として、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成24年3月30日付け医政指発0330第9号厚生労働省医政局指導課長通知。以下この3において「通知」という。）別紙「小児医療の体制構築に係る指針」において、一般小児医療を担う医療機関に求められる事項として、他の医療機関の小児病棟やNICU、PICU等から退院するに当たり、生活の場（施設を含む。）での療養・療育が必要な小児に対し支援を実施することや、通知別紙「在宅医療の体制構築に係る指針」において、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われるよう、また、関係機関の信頼関係が醸成されるよう配慮すること等を示しており、関係機関間の連携体制構築について、十分ご配慮願いたい。

- (2) また、各都道府県が作成した事業計画に基づき実施する小児在宅医療を含めた居宅等における医療の提供に関する事業については、地域医療介護総合確保基金の活用が可能であり、これまでの実績として、小児在宅医療従事者育成のための研修会の開催や訪問看護ステーションを対象とした小児訪問看護相談窓口の設置等が実施されているところである。引き続き、その活用について十分ご配慮願いたい。

4 障害福祉関係

- (1) 医療的ケア児に関する地域のニーズや地域資源を把握し、必要な福祉的な支援に向けて計画的に体制を整備していくことが重要である。従来から、障害児についての支援体制を計画的に整備するため、障害福祉計画において必要な記載に

努めるよう基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号））において示してきたところであるが、改正法による改正後の児童福祉法第 33 条の 19 から第 33 条の 25 までの規定に基づき、各地方公共団体は障害児福祉計画を策定することが義務付けられ、平成 30 年 4 月 1 日より施行されることとなったことから、今後は、これらを活用して、医療的ケア児の支援の体制の確保を図るようお願いする。

- (2) 特に、医療的ケア児を受け入れることができる短期入所や児童発達支援を必要としている医療的ケア児のための障害児通所支援等の確保が重要である。

平成 28 年度からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく地域生活支援事業について、短期入所事業所の整備を推進するため、新規開設事業者を対象として、既存施設の取組の好事例等についての講習会の実施等（医療型短期入所事業所開設支援）を補助対象としているところである。また、平成 28 年度診療報酬改定において、医療型短期入所サービスによるものを含めた医療的ケア児等の受入れの体制が充実している入院医療機関の評価が引き上げられたほか、医療型短期入所サービスの利用中の医療処置等について診療報酬を算定できることが明確化されている。

医療的ケア児の状態やその家族の状況を踏まえ、地域における短期入所や児童発達支援のニーズを適切に把握し、医療的ケア児を受け入れることができる事業所を計画的に確保するよう、ご配慮をお願いする。

5 保育関係

保育所等における保育は、保護者が就労している場合など保育を必要とする子どもに対して一般的に提供されるものであり、医療的ケア児についてもそのニーズを受け止め、これを踏まえた対応を図っていくことが重要である。

「平成 27 年度障害者支援状況等調査研究事業『在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査』」によると、調査対象となった医療的ケアを行っている子ども（0～5 歳）のうち約 2 割の子どもが保育所・幼稚園等を利用しているという結果が出ており、子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案して受入をお願いする。また、医療的ケア児については、看護師等の配置が必要となる場合もあるため、医療的ケア児の保育ニーズに応えられるよう、看護師等の配置等についてご配慮をお願いする。

なお、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号））において、障害、疾病など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すこととされていることを踏まえ、保育所等、

幼稚園、認定こども園においても、医療的ケア児のニーズを受け止め、これを踏まえた対応を図っていくことが重要である。

6 教育関係

障害のある児童生徒等が、学校において、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じることについては、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）等においてかねてよりお願いしてきたところである。

また、学校において、医療的ケアを行うに当たっての基本的な考え方や関係機関との連携体制を整備することについては、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（平成23年12月20日付け23文科初第1344号文部科学省初等中等教育局長通知）において示してきたところである。

今後は、これらの基本的な考え方の下、今回の法改正の趣旨も踏まえ、医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、都道府県教育委員会と市町村教育委員会との連携に加え、関係部局や関係機関とも連携しながら、その教育的ニーズにより一層適切に応えられるよう、以下のとおりご配慮をお願いする。

- (1) 上記通知（平成25年10月4日付け25文科初第756号）の第2「早期からの一貫した支援について」でお示ししたとおり、市町村の教育委員会が、保健、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、医療的ケア児を含む障害のある児童生徒等に対する、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、都道府県の教育委員会においては、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施したりする等、市町村の教育委員会における教育相談支援体制に対する支援をお願いする。
- (2) 上記通知（平成23年12月20日付け23文科初第1344号）の「別添」でお示ししたとおり、学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置又は活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくようお願いする。その際、文部科学省において実施している公立の特別支援学校及び小・中学校への看護師等の配置などに対する補助事業を活用することが可能である。また、小・中学校等の特別支援教育支援員の配置については、地方交付税により措置しているところである。
- (3) 関係機関や関係部局と積極的に連携を行いながら、学校において医療的ケアを行う看護師等を確保するとともに、看護師等が学校において医療的ケア児に必要な対応を行う上で必要な研修の機会を充実するようお願いする。
- (4) 看護師等の養成課程において、医療的ケア児を含む障害のある子供の特性を学ぶ機会について、協力を求められた場合には、教育委員会において、特別支援学校等で実習を受け入れるなど、積極的に協力をお願いする。

7 関係機関等の連携に向けた施策

- (1) 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場が必要である。そのため、地域において協議の場を設置し、定期的を開催することを願う。

協議の場については、(自立支援)協議会、医療的ケア運営協議会、慢性疾患児童等地域支援協議会、地方版子ども・子育て会議等の既存の会議の枠組みを活用することも考えられる。また、都道府県単位の設置・開催だけでなく、二次医療圏や障害保健福祉圏域、市町村単位の設置・開催も想定されるので、地域の実情に応じて検討することを願う。

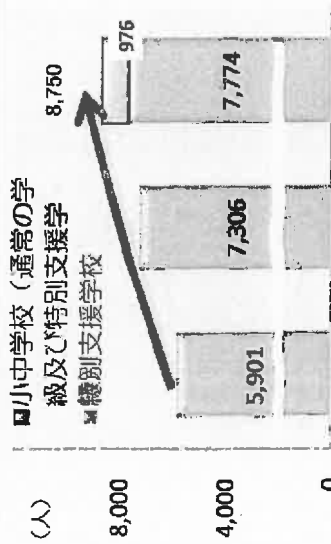
- (2) 一人一人の医療的ケア児のためには、福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有した者により、その暮らしの設計を手助けできる調整者が必要である。そのため、地方公共団体等において重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコーディネートする者の育成を進めていくことを願う。
- (3) 地方公共団体の医療的ケア児の支援に関わる課室等は、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の幅広い分野のものとなることから、互いの連携体制を確保することが必要である。そのために、関係課室等が日頃から相談・連携できる関係性の構築に努めていただきたい。なお、連携体制の構築にあたっては、地域における連携体制の構築において先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例をまとめた「在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等の地域支援体制構築に係る医療・福祉担当者合同会議」、「小児等在宅医療連携拠点事業」、「重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業」等の資料を参考に、地域の特性を踏まえつつ、連携体制構築の取組の推進を願う。

医療的ケアを要する障害児に対する支援

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。

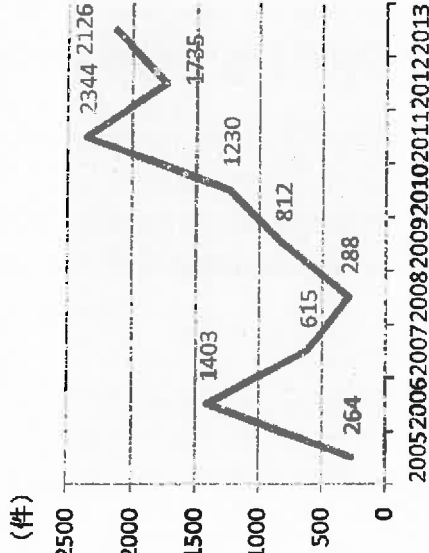
※ 施策例： 都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

◆ 特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数



出典：文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」（※小中学校は平成24年度から調査）

◆ 在宅人工呼吸器管理料算定件数（0～19歳）の推移



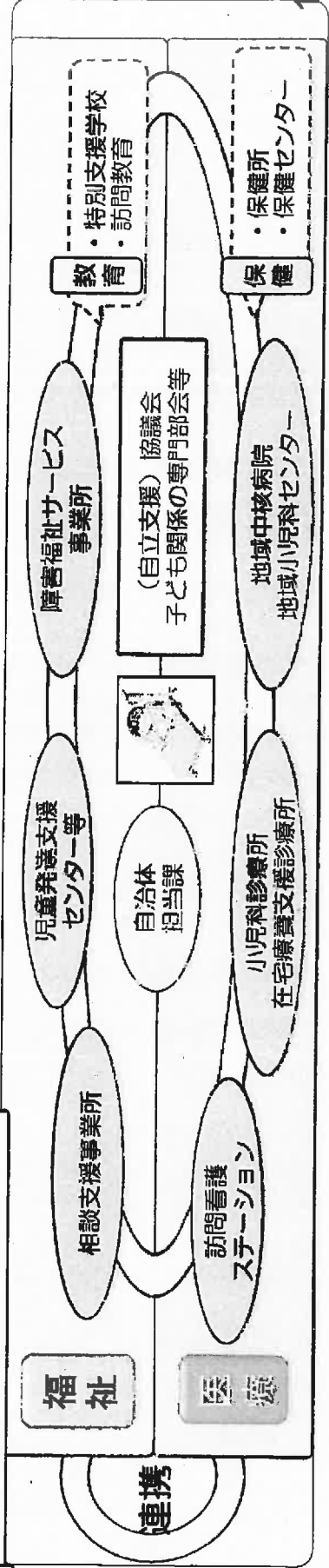
出典：社会医療診療行為別調査

◆ 育児や療育、在宅での生活等の相談に際する相談先

相談先	人	%
医療機関の職員（医師、看護師、MSW等）	692	77.4
訪問看護事業所等の職員（看護師等）	405	45.3
福祉サービス事業所等の職員	292	32.7
行政機関の職員（保健師等）	216	24.2
学校・保育所等の職員	317	35.5
知人・友人	412	46.1
患者団体・支援団体	46	5.1
その他	32	3.6
相談先がない・分からない	31	3.5

平成27年度厚生労働省社会・援護局委託事業「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」速報値（N=797（複数回答））

関係機関による連携イメージ図



岐阜県における重症心身障がい児者（医療的ケア児）支援のための取り組みイメージ

岐阜県庁

○ 医療福祉連携推進課（小児等在宅医療）

- 在宅障がい児者家族支援の推進（レスパイトの充実）

- 医療・福祉人材の育成・確保
- 多職種連携・普及啓発の推進

保健医療課（保健）、障害福祉課（障害福祉）、子育て支援課（保育）、特別支援教育課（教育）

関係団体・関係機関

- ・ 医師会・小児科医会・歯科医師会
- ・ 薬剤師会・看護協会・理学療法士会
- ・ 岐阜大学・喀痰吸引等登録研修機関 など

重症心身障がい在宅支援センター

みらい

- 相談支援体制の充実
- 家族間のネットワークづくり
- 看護人材の育成・確保

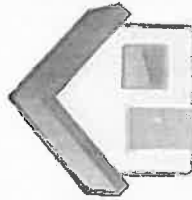
保健所 保健センター

医療機関

- 三次周産期医療機関
- 地域中核病院
- かかりつけ医
- 小児科診療所
- 在宅療養支援診療所
- 医療型障害児入所施設
- 医療型短期入所
- 医療型児童発達支援 など

健診 相談 訪問

- 通院・診療
- 緊急時対応
- 入院
- 訪問診療
- 施設入所
- レスパイト
- 通園・療育



相談 訪問 家族支援

- 相談支援
- 通所・療育
- レスパイト
- 施設入所
- 訪問介護
- 日中活動

通園 通学

- 子育て・教育
- 保育園
- 幼稚園
- 小中学校
- 特別支援学校

訪問看護 ステーション

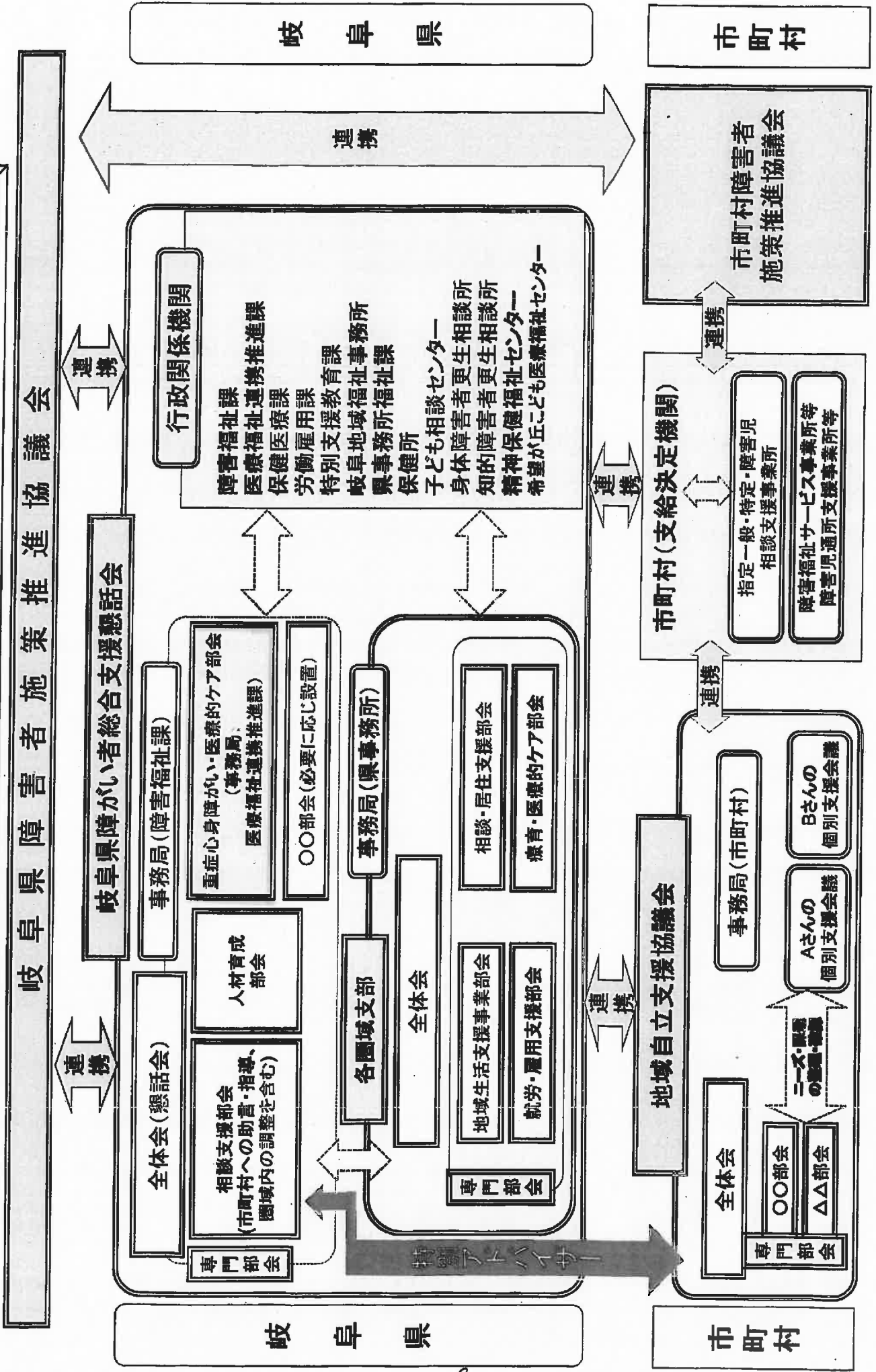
- 訪問看護
- 訪問リハ

福祉事務所 子ども相談センター 市町村（福祉課）

福祉事業所

- 相談支援事業所
- 児童発達支援事業所
- 放課後等デイサービス
- 短期入所・日中一時支援
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅介護・重度訪問介護
- その他の障害福祉サービス など

岐阜県内の障がい者自立支援協議会の体制について



重症心身障がい・医療的ケア部会設置要綱

(設置)

第1 岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱第5条第3項の規定により、重症心身障がい・医療的ケア部会を設置する。

(目的)

第2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6第2項の規定に基づき、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児者及び重症心身障がい児者の支援に係る各専門職種、支援機関等の連携体制の構築や、支援人材の育成・確保対策等について、保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係者の専門的意見を反映させるため、「重症心身障がい・医療的ケア部会(以下、「部会」という。)」を設置する。

(検討事項)

第3 部会は、次に掲げる事項を検討する。

- 1 各専門職、支援機関等の連携体制に関する事項
- 2 支援人材の育成・確保対策に関する事項
- 3 支援サービスの充実に関する事項
- 4 その他重症心身障がい児者及び医療的ケアを要する障がい児者の支援のために必要な事項

(構成員)

第4 部会は、別表に掲げる機関・団体において、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児者及び重症心身障がい児者の支援に携わる者により構成する。

(事務局)

第5 部会の事務局は、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は関係機関の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月8日から施行する。

別 表

医療法人社団 英集会 福富医院 (民間医療機関)
大垣市民病院
岐阜県医師会
岐阜県特別支援学校校長会
岐阜県立希望が丘子ども医療福祉センター
岐阜市障害者生活支援センター
岐阜市福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
公益社団法人 岐阜県看護協会
国立大学法人岐阜大学医学系研究科 (障がい児者医療学寄附講座)
社会福祉法人 あゆみの家 (生活介護)
社会福祉法人 豊誠会 岐南さくら発達支援事業所 (児童発達支援)
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター
特定非営利活動法人在宅支援グループ みんなの手 (訪問介護)
独立行政法人国立病院機構 長良医療センター
訪問看護ステーション やすらぎ (訪問リハビリテーション)
岐阜県健康福祉部 (医療整備課、医療福祉連携推進課、保健医療課、障害福祉課)
岐阜県子ども・女性局 子育て支援課
岐阜県教育委員会 特別支援教育課
岐阜地域福祉事務所
県事務所 (西濃県事務所、可茂県事務所、東濃県事務所、飛騨県事務所)
保健所 (岐阜保健所、西濃保健所、関保健所、可茂保健所、東濃保健所、 恵那保健所、飛騨保健所)

五十音順

医療的ニーズへの対応について

個別課題1: 医療的ニーズへの対応状況について

○ こうした障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にある。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所が必要となるが、こうした事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていない。

□ 主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所の割合

・ 児童発達支援 248カ所(事業所全体の6.3%) ・ 放課後等デイサービス 354カ所(事業所全体の4.1%)
[平成28年5月 国保連データ。重症心身障害児に対し支援を行う場合の単価を算定している事業所数を集計]

□ 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む)が増加している。

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、一般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関する措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されたところである。

・ 関係機関の協議の場を設置している自治体…大阪府、三重県など

成果目標(案)

- 上記の現状を踏まえ、第1期障害児福祉計画基本指針においては、以下のように成果目標を設定してはどうか。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・ 重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
なお、市町村単独での確保が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で確保することもできるものとする。
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置
- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

○ 上記に加え、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置の促進を基本指針に位置づけることを検討

・ 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の各市町村への配置(市町村単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可)促進を図る。

県の重症心身障がい児者（医療的ケア児）支援連携施策の進捗状況(H29.2.8現在)

資料 2

区分	H28年度事業名	H28年度予算 千円	H29年度事業名	H29年度予算 千円	実施年度
1	在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金 資料3-1①	15,000	在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金	15,000	H29～
	<p>・短期入所期間：1泊2日、以下の見直しによる新たな補助金を創設(H28.4.1～)</p> <p>・医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等短期入所・日中一時支援センターに加入する事業体の数：1泊2日、以下見直しによる新たな医療的ケア支援センター1泊2日、以下見直しによる新たな医療的ケア支援センター1泊2日</p> <p>・平成29年度予算見直し(H29.1.2現在)</p> <p>・申請者：計17か所(医療機関：11か所、福祉施設等4か所)</p> <p>・利用者数：92人、月平均利用日数：185日</p> <p>【参考】</p> <p>(平成27年度活用実績、重症心身障がい児者等短期入所期間延長補助事業費補助金)</p> <p>申請者：19か所(医療機関のみ)</p> <p>利用者数：146名</p> <p>申請期間：11月1日～12月31日</p> <p>※平成24年度実績(住居付短期入所)：15人、月平均利用日数：37日</p> <p>※重症心身障がい児者等短期入所期間延長補助事業費補助金</p> <p>※重症心身障がい児者等短期入所期間延長補助事業費補助金</p>		<p>・平成29年度当初予算で前年同期額を確保し引き続き継続</p>		
2	短期入所等利用促進体訓練事業費補助金 資料3-2②	1,000	短期入所等利用促進体訓練事業費補助金	1,000	H29～
	<p>・短期入所等利用促進体訓練事業費補助金</p> <p>・短期入所等利用促進体訓練事業費補助金</p> <p>・短期入所等利用促進体訓練事業費補助金</p>		<p>・平成29年度当初予算で前年同期額を確保し引き続き継続</p>		
3	障がい児者短期入所等支援事業費補助金 資料3-3③	2,000	障がい児者短期入所等支援事業費補助金	2,000	H27.1～
	<p>・短期入所等支援事業費補助金</p> <p>・短期入所等支援事業費補助金</p> <p>・短期入所等支援事業費補助金</p>		<p>・平成29年度当初予算で前年同期額を確保し引き続き継続</p> <p>・進行し以下の課題について多治見市長病院、NPO法人みんまの手、多治見市等の関係機関と連携して対応</p> <p>※モテモテプロジェクトの普及</p> <p>※モテモテプロジェクトを支援した体制整備 など</p>		
4	重症心身障がい児者短期入所等支援事業費補助金	1,000	重症心身障がい児者短期入所等支援事業費補助金	1,000	H29～
	<p>・重症心身障がい児者短期入所等支援事業費補助金</p> <p>・重症心身障がい児者短期入所等支援事業費補助金</p>		<p>・東日本大震災や熊本地震等の影響から、人工呼吸器等により日常的に呼吸器を要する医療的ケアを要する重症心身障がい児者にとって緊急のニーズを満たすための、早期学習を想定した取り組みが必要</p> <p>・このため、医療機関の療養や医療費等の供給等について、医療機関や障がい児者の家族などに対する調査を実施し、事業者の間に有効な支援が行えるよう医療機関、福祉施設、消防、電力会社、行政等の関係機関による支援体制を構築する。</p> <p>(事業内容)</p> <p>・関係機関向け調査、重症障がい児者向け調査、療育会館の開催 など</p>		
5	重症心身障がい児者短期入所等支援事業費補助金	500	短期入所等支援事業費補助金	500	H29～
	<p>・短期入所等支援事業費補助金</p> <p>・短期入所等支援事業費補助金</p>		<p>・平成29年度当初予算で前年同期額を確保し引き続き継続</p> <p>・医療機関、福祉施設等指定事業所におけるレスパイトの実施に関する理由や課題(例：支援センターの運営や利用者負担)に関する調査事例の共有 など</p>		
6	重症心身障がい児者短期入所等支援事業費補助金	10,000	重症心身障がい児者短期入所等支援事業費補助金	10,000	H27～H31 (令和5年度) 金上の計画年度
	<p>・在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金</p> <p>・在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金</p> <p>・在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金</p> <p>・在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金</p> <p>・在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金</p>		<p>・平成29年度当初予算で前年同期額を確保し引き続き継続</p> <p>・平成29年度当初予算で前年同期額を確保し引き続き継続</p> <p>・平成29年度当初予算で前年同期額を確保し引き続き継続</p> <p>・平成29年度当初予算で前年同期額を確保し引き続き継続</p> <p>・平成29年度当初予算で前年同期額を確保し引き続き継続</p>		
7	在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金	4,000	在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金	4,000	H29～
	<p>・在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金</p> <p>・在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金</p>		<p>・平成29年度当初予算で前年同期額を確保し引き続き継続</p>		

資料4参照

資料5参照

区分	平成28年度までの経費	区分	H28年度事業名	H28予算額 千円	平成29年度の概算	実施年度
9	委託先、 実施機関 慶応大学	H28予算額 千円 25,000	H28年度事業名 障がい児者医療学術研究施設設置事業	25,000	平成29年度の概算 ○医療研究施設に譲渡する施設（平成28年度）の経費 （薬品類）10億9,000円、平成29年度～平成31年度 【第2期採択事項】 （工事）1億5,000万円 ○障がい児者医療に際する医師の専任及び障がい児者に関する研究（新規） ○100名程度の子どもの専門医療施設を整備し、臨床研究施設を併設とする【障がい児者医療 研究プログラム】の構築 ○上記プログラムに基づき臨床研究の推進（臨床実証施設、希望が丘子ども医療福祉センター）	H28～H29
10	委託先、 実施機関 慶応大学	H28予算額 千円 1,500	H28年度事業名 小児在宅医療実践啓発事業	1,500	・平成28年度当初予算で前年同期を確保し引き続き継続 ・平成29年度7月30日（日）予定 日時：平成29年度「在宅医療実践啓発事業」 開催地：小児医療センター 主な実施地：北郡、北郡、北郡、北郡、北郡、北郡、北郡	H27～
11	委託先、 実施機関 保康館	H28予算額 千円 900	H28年度事業名 小児在宅医療個別指導事業	900	・平成28年度当初予算で前年同期を確保し引き続き継続 ※先進事例（堺区等）の取組を参考とする ※600円、事業費（前年度）の執行を7割程度は少なくしている	H27～
12	委託先、 実施機関 財団法人 小児在宅医療実践啓発事業	H28予算額 千円 4,000	H28年度事業名 在宅医療実践が、児童福祉人材育成研究事業	4,000	・平成28年度当初予算で前年同期を確保し引き続き継続	H28～
13	委託先、 実施機関 県国法医学士会	H28予算額 千円 500	H28年度事業名 小児在宅医療個別指導事業	500	・平成28年度当初予算で前年同期を確保し引き続き継続 ※今後の活用として研修活動により2020年までの研修プログラムを検討済	H28～
14	委託先、 実施機関 重慶心身療養所	H28予算額 千円 2,000	H28年度事業名 重慶心身療養所が、児童福祉人材育成研究事業	2,000	・H28.1.25 重慶心身療養所が「重慶心身療養所」をリニューアルする （重慶心身療養所）に係る重慶心身療養所のリニューアル ・上記を実施し、平成28年度から（住居）重慶心身療養所への委託事業として実施する方向 で調整中（平成29年度から研修プログラムの内容や講師の人数など具体化の検討に着手。 採択事業と同様：H28.2.15）	H29～
15	委託先、 実施機関 県国法医学士会	H28予算額 千円 6,000	H28年度事業名 在宅医療実践が、児童福祉人材育成研究事業	6,000	・平成28年度当初予算で前年同期を確保し引き続き継続 ・平成29年度当初予算で前年同期を確保し引き続き継続	H28～
16	委託先、 実施機関 障がい児者医療学術研究施設	H28予算額 千円 2,100	H28年度事業名 障がい児者医療学術研究施設	2,100	・平成28年度当初予算で前年同期を確保し引き続き継続 ※委託先の本数は増しつつ、開業回数、開業先等については登録研修機関と協議、後 計	H27.10～
17	委託先、 実施機関 障がい児者医療学術研究施設	H28予算額 千円 840	H28年度事業名 障がい児者医療学術研究施設	840	・平成28年度当初予算で前年同期を確保し引き続き継続 ※これまでの事業実績を踏まえた概算	H28.12～
18	委託先、 実施機関 障がい児者医療学術研究施設	H28予算額 千円 500	H28年度事業名 障がい児者医療学術研究施設	500	・平成28年度当初予算で前年同期を確保し引き続き継続 ※これまでの事業実績を踏まえた概算	H28.12～

医療・福祉・教育・人材育成

資料5-9-9

在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金

【課題】

在宅の医療的ケア(たん吸引、経管栄養等)が必要な重症心身障がい児者が、短期入所事業や日中一時支援事業を利用できる機会を増やしたい。

【施策の方向性】

これまでの医療型短期入所事業所に加え、福祉施設への支援を推進し、レスパイトサービスの受け皿の確保を目指す。

事業のポイント

- 特に医療型短期入所事業所（医療機関）が不足している地域を中心に、重症心身障がい児者に対応可能な看護師を配置する福祉事業者が重要な受け皿となっている現状を踏まえ、福祉施設が行う短期入所事業、日中一時支援事業も対象とする。
- 重症心身障がい児者と同等水準の障がいの運動ニューロン疾患患者（筋委縮性側索硬化症：ALS、脊髄性筋委縮症：SMA等）を受け入れている事業所もあり、対象として明確に位置づける。

事業実施団体

岐阜県(補助事業)

予算額

H28:15,000千円

<期待される効果>

レスパイトサービスの受け皿の確保

事業内容

医療的ケアの必要な超重症児者・準超重症児者に対して短期入所・日中一時支援を行った場合に必要となる経費の一部について一定額を補助。

対象機関	医療機関	福祉施設
対象事業	短期入所事業	短期入所事業・日中一時支援事業
対象者	重症心身障がい児者、運動ニューロン疾患患者（筋委縮性側索硬化症（ALS）、脊髄性筋委縮症（SMA）等、遷延性意識障がい者のうち医療スコアが10点以上の超・準超重症児者	

1

【新規】短期入所等利用促進体制整備事業費補助金 H28年度:1,000千円

<概要> 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を受け入れている短期入所事業所で、送迎車両の修繕費用など、利用者の利便性向上に資する取組みに対して補助を行う。

<補助内容（検討中の案）>

対象事業所	補助対象経費	補助額・準額	補助率	備考
短期入所事業所	車両リフトの修繕費など	400千円以内	1/2	短期入所基盤整備事業費補助金は廃止

専任看護師の確保による短期入所モデル事業

・深刻な看護師不足から短期入所の安定的運用が困難な多治見市において、在宅支援を行う訪問介護事業所との連携により、短期入所に専任で従事する看護師等を確保し、実際の短期入所を通じて人材の育成を図る。

・確保した看護師等が病院の非常勤職員として短期入所に従事。その人件費を病院が負担することで身分の安定を図る一方、短期入所の事業収入で賄えない赤字部分について県が支援。

事業実施団体 ・多治見市民病院（委託事業）
 ・在宅支援グループみんなの手（委託事業）

在宅訪問を通じて、NPO「みんなの手」の信頼が厚いこと、重症児預かりの実績があることを知っていたことを契機に県が企画。

予算額 H27:2,000千円 H28:2,000千円

短期入所の内容

- ・利用日 毎週 火・木・土・日曜日及び祝日の8:00～18:00
- ・対象者 重症心身障がい児者等（多治見市内外は問わない）
- ・特色 看護・介護以外の空き時間には利用者の療育・余暇活動等を実施



短期入所利用実績【H26年度（事業実施前）～H28年度（事業実施後）の比較】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
H28利用回数	47	47	34	41	38	38	41	43	4～11月の8ヶ月間の計				329
H28利用率	130.6	123.7	100.0	107.9	111.8	105.6	107.9	126.5					114.2
H27利用回数	19	16	22	27	42	34	38	35	42	47	39	54	415
H27利用率	52.7	40.0	64.7	75.0	116.7	89.5	100.0	97.2	110.5	138.2	121.9	142.1	95.2
H26利用回数	3	3	2	3	2	5	4	3	3	4	5	4	41

3

未定稿（H29年度当初予算新規要求事業のため今後内容が変更になる場合がある）

【H29新規】要電源重症児者災害時等支援ネットワークの構築

【事業の概要】

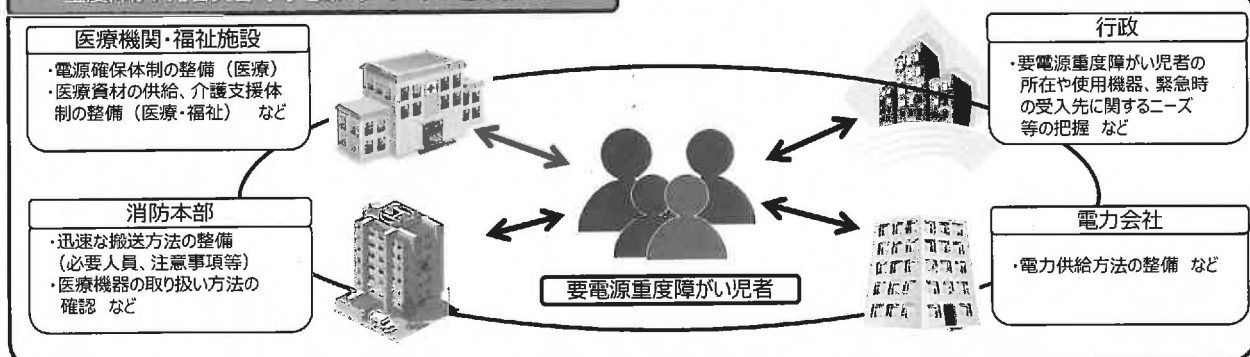
- ・人工呼吸器など、日常的に電源を要する医療機器を使用する重度障がい児者にとって電源の喪失は生命の危機に直結するため、長期停電を想定した備えが必要。
- ・このため、医療機器の電源や医療資材の供給等について、医療機関や障がい児者の家族等に対する調査を実施し、有事の際に有効な支援が行えるよう医療機関、福祉施設、消防、電力会社、行政等の関係機関による支援体制を構築する。

事業内容

- ◎ 重度障がい児者災害時等電源確保ネットワークの構築に向けた協議の実施
- ◎ 関係機関向け調査（対象：災害拠点病院、重度障がい児者を受け入れる短期入所事業所等）
- ◎ 重度障がい児者向け調査（対象：要電源機器を使用する重度障がい児者）
- ◎ 重度障がい児者災害時等電源確保ネットワーク検討会議の開催

事業実施団体 岐阜県（直轄事業） **予算額** H28: - 千円

重度障がい児者災害時等電源ネットワークの運用イメージ



4

重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営

・在宅重症心身障がい児者の家族や関係機関向け相談窓口を整備（H27.4.10開所）。障がい児看護に知見のある看護師を雇用し、常勤1名、非常勤3名で運営。特に医療面からの電話や訪問等による相談対応のほか、必要に応じてサービス調整のための多職種カンファレンス等も実施
 ・障がい児者の家族が気楽に集まって情報交換する場づくり（H27.2～）や、家族同士をつなぐ機関誌の発行（H27.7～）、メールやホームページを活用した情報提供サービスを実施

事業実施団体

県看護協会（委託事業）

予算額

H27:14,500千円

H28:10,000千円

相談するところがない、相談支援が機能しない、親同士の交流で救われたなどの声を聞いたことをきっかけに立案。他県の取組も参考に企画。

<H28年度の実績（12月時点）>

- ・相談件数 155件（電話92件、訪問45件、来所13件、メール5件）
 サービス利用、就園、進学等に悩む家族、小児在宅に参入したい訪看、医ケアが不安な特支からの相談 など
- ・医療・福祉・教育などのサービス調整カンファレンスの実施 8件
- ・訪問看護ステーションや特別支援学校などを対象とした重度障がい児者への対応に関する訪問指導 23件
- ・家族交流会 飛騨地区（H28.6：高山市 77人参加） 西濃地区（H28.10：大垣市 57人参加）
 東濃地区（H28.12：瑞浪市 105人参加） 岐阜地区（H29.2：岐阜市 開催予定）
 中濃地区（H29.3：美濃加茂市 開催予定）
- ・機関誌発行：H28.9第3号発行、H29.1第4号発行
- ・小児訪問看護人材育成研修（H28.9.10、H29.1.14の全2回コース）



5

障がい児者医療学寄附講座

岐阜大学医学系研究科に設置（協力講座：小児病態学講座）。医学概論、初期体験実習、クリニックワークシップ（院外実習）、臨床選択実習など、医学部1～6年生に及ぶ卒前教育において障がい児医療に関するカリキュラムを実施するほか、臨床に携わる医師の育成、重症心身障がい、発達障がい医療に関する研究や、関係機関の連携体制づくりなどの地域医療の推進、研究会・各種講演会などの普及啓発事業を推進。

事業実施団体

岐阜大学

設置期間・予算額

H26～H28【第1期】:各25,000千円

H29～H31【第2期】:第1期と同額を予定



6

岐阜県小児在宅医療実技講習会

準備のプロセスを含め、県全体のチームづくりにも貢献。

<H28年度開催概要>

岐阜大学障がい児者医療学寄附講座と連携し、医師、看護師、セラピスト（PT・OT・ST）を対象とした多職種参加型の実技講習会を開催

- ・医師、歯科医師、ME、OT、訪問歯科衛生士等を講師とした、在宅人工呼吸器管理（実習、トラブルシューティング）、摂食・嚥下、食事介助、口腔ケア等に関する講義・実習
- ・県外医師による基調講演（小児在宅医療における多職種連携の取り組み） など

事業実施団体

岐阜大学（委託事業）

予算額

H27:1,500千円
H28:1,500千円

（平成28年度実績）

- ・平成28年8月7日 ソフトピアジャパン（大垣市）
- ・受講者55名。
（医師：16名、看護師：23名、PT・OT・ST：16名）
- ※モデルとして重度障がい児・保護者も協力・参加

（参考：平成27年度実績）

- ・平成27年8月2日 岐阜県総合医療センター（岐阜市）
- ・受講者：50名
（医師：20名、看護師：20名、理学療法士：10名）
- ・実施内容
基調講演、胃ろう、気管切開等に関する講義・実習、呼吸リハビリテーションに関する講義、実習



7

小児等在宅医療個別指導事業

事業実施団体

岐阜県（直轄事業）

予算額

H28:900千円

在宅障がい児家族との直接交流を通じた信頼関係や医師・看護師等支援機関とのパイプを活用して事業を推進

- 日頃の関与・支援を通じて個々の障がい児者に精通した医師、看護師等の派遣を受け、新たに訪問診療や訪問看護等の在宅医療や、短期入所等の在宅サービスを行おうとする医療機関や事業所等が指導を受ける際に要する経費を支援（指導を受ける側の課題や要請に応じて派遣人材を調整）
- 医療型短期入所等の要請に応じて、看護師等を対象に、重症心身障がい、遷延性意識障がい、運動ニューロン疾患等についてのオーダーメイド型研修を実施。

重症児者の在宅生活を支える医療人材

- ・通院先病院主治医
- ・訪問診療医
- ・訪問看護師
- ・重症児者の保護者 など

日頃の在宅支援を通じて重症児者のケアに精通した人材による個別指導

オーダーメイドによる重心看護研修の実施（2日間程度）

- ・病院・診療所（訪問診療）
- ・訪問看護ステーション
- ・医療型短期入所事業所 など

◎経験不足に起因する要因

- ⇒ 重症心身障がい等に対応できる医師や看護師がいない
- ⇒ 利用者ごとに異なるケアに対応できない
- ⇒ 保護者との関係構築が不安
- ⇒ 医療機関ゆへの福祉事業に対する誤解・認識不足

県

- ・個別指導を行う指導人材の調整・斡旋、オーダーメイド研修の企画・実施など
- ・必要に応じて、受け入れの試行・習熟にご協力いただける利用者についても県が調整・斡旋。

8

重症心身障がい児者看護人材育成研修

重症心身障がい児者の在宅支援に重点を置き、訪問看護ステーションや特別支援学校と連携した実習を組み込むなど、重症児看護に関する年間約80時間の通年型プログラムによる本格的な専門研修を実施
(H26年度～27年度の2ケ年で計66名修了)

日本重症心身障害福祉協会の重症心身障害看護師研修を参考に、実習重視でアレンジ

事業実施団体 岐阜県看護協会（委託事業） 予算額 H27:3,300千円、H28:4,000千円

〔H28年度は次ページの障がい児者在宅ケア専門技術研修と一本化のうえ県看護協会に委託〕

研修概要（H28年度）

日程：H28年6月13日～H29年2月13日（全13日）

9日間：講義

4日間：施設等における実習（総合病院、診療所、訪問看護ステーション、特別支援学校、生活介護施設）

受講者：30名（医療機関、訪看、特別支援学校、福祉施設等の看護師、保健師）



9

在宅医療看護人材育成研修

（重症心身障がい児者看護人材育成研修のフォローアップ研修）

・在宅ケアを念頭においた実技を含む実践的な研修を実施。
・重症心身障がい児者看護人材育成研修のフォローアップ研修として前年度研修修了者のほか、訪問看護師ステーションの看護師等を対象に、訪問呼吸ケアや訪問口腔ケアに関する研修を実施。

事業実施団体 岐阜県（直轄事業） 予算額 H27:456千円
H28:700千円（4,000千円の内数）

〔H28年度は前ページ在宅重度障がい児者看護人材育成研修事業と一本化のうえ県看護協会に委託〕

<呼吸介助手技実技講習会（平成28年度実績）>

日程：H28年7月30日～31日 平成医療短期大学 受講者数：看護師39名

実施内容

- ・講義：呼吸介助手技の基礎及び適応・効果
- ・デモンストレーションと実習：「胸郭運動の確認」と「First touch」の実習、「仰臥位、側臥位座位の各姿勢における基本的呼吸介助手技」の実習

在宅障がい児の家庭などを訪問した際に、呼吸リハで体調が良くなり入院が減ったという声を聞いて企画

<摂食嚥下リハ・口腔ケア実技講習会（平成28年度実績）>

日程：H28年10月30日 朝日大学

受講者数：看護師 31名

実施内容

- ・摂食嚥下リハ（講義及び実習）
重心児者の摂食嚥下障害とその評価方法、口腔・嚥下機能評価、食形態の選択と姿勢保持、間接訓練と直接訓練、全身状態と発達の関係
- ・口腔ケア（講義及び実習）
口腔ケアの基本技術、ケア時のリスク管理、機能を高めるための口腔ケア、ケア時のトラブル対応



10

小児・障がい児（者）リハビリテーション専門研修

- ・在宅の重症心身障がい児者の家族が今後最も利用したい医療サービスはリハビリ。
- ・しかし、入口となる小児を対象としたリハビリテーションを学んだ理学療法士等が少ないため、病院等においてもなかなか受け入れが進まない現状にある。
- ・このため受け入れマインドの醸成に向けて、小児・障がい児（者）を対象としたリハビリテーションに関する専門研修を実施。

事業実施団体 岐阜県理学療法士会（委託事業） 予算額 H28:500千円

【平成28年度実施計画（案）】

日時：平成29年1月28日（土）
13:30～17:10
平成29年1月29日（日）
9:00～14:00
場所：岐阜県総合医療センター
講師：群馬パース大学 中徹先生 ほか
定員：40名
内容：講義と実技を交えた研修会



11

未定稿（H29年度当初予算新規要求事業のため今後内容が変更になる場合がある）

【H29新規】重症心身障がい児者等コーディネーターの育成

【課題】

- ・人工呼吸器管理や経管栄養、たん吸引など日常的に医療的ケアを要する重度障がい児者は、医療と福祉の狭間で、利用できるサービスは限られている。
- ・障がい分野には、医療・福祉双方の観点からサービス利用を調整する、介護保険制度のケアマネージャーに相当する調整役が存在せず、保護者自らが介護の合間にその役を担っていることが、全国的に大きな課題となっている。

【経過】

平成28年7月 厚生労働省からコーディネータ人材育成に向けた研修実施の手引きやテキストが公表された。

【施策の目的】

- ・日常的に医療的ケアを要する重度障がい児者が、地域で安心して暮らしていけるよう各種サービス支援や支援を総合調整する者（コーディネーター）を養成する。

事業実施団体 (委託事業を予定) 予算額 H28: - 千円

事業内容

<事業概要>

医療的ケアを要する重度障がい児者等の支援を総合調整するコーディネーターの育成を目的に、相談支援専門員等を対象に、重症心身障がいに関する専門知識や支援のスキルを習得するための研修を実施

<実施内容> ※厚労省の定めた手引きに準じて実施

- 対象者 : 相談支援専門員
- 定員 : 20名程度
- 研修期間: 計4日間(うち2日間程度の演習含む)
 - ・重症心身障がい医療の特徴、具体的な医療的ケア等に関する講義
 - ・在宅支援施設関連施設等の理解、医療・福祉・教育の連携等に関する講義
 - ・事例をもとにした計画作成等の演習
 - ・事例検討、スーパーバイザーによる計画作成指導等の演習

12

福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金

【課題】

在宅の保護者が挙げる今後利用したい医療サービスとしては、リハビリなどのニーズが高いが、訪問リハビリの利用率が約40%、訪問歯科が約10%に止まるなど、その普及は遅れている。

【施策の方向性】

- ・医療的ケアとされる中でも、口腔ケアや体位変換など専門職でなくても一定程度可能なものがある。
- ・日中生活支援を行う生活介護事業所等でこうしたケアを行えるようにすることは、機能維持、生活の質の向上の点からも重要

事業内容

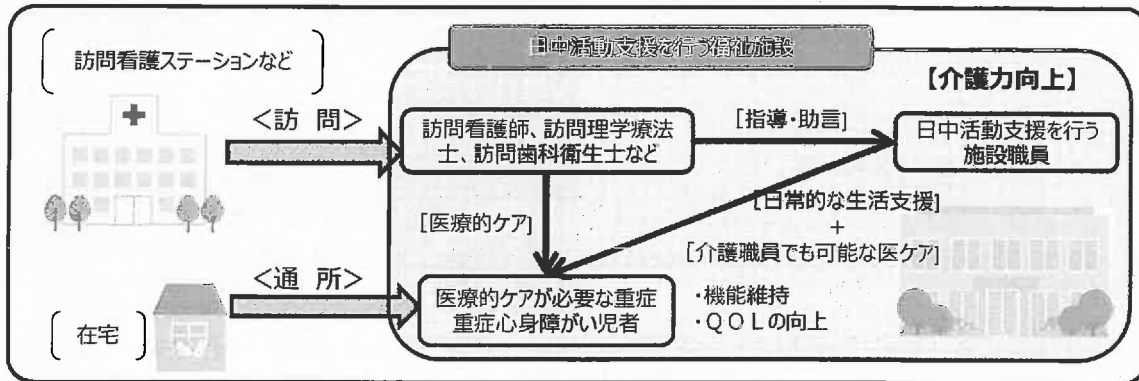
医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受け入れている生活介護事業所等が、外部の看護師、理学療法士、歯科衛生士等を活用し、訪問看護や訪問リハビリ、口腔ケア等の機会を提供するとともに、実際のケアを通じて、事業所職員の介護力向上を図る取組みに対し、訪問看護師等の招へいに要する費用の一部を補助。
(補助額：派遣費用の標準額の7割相当額8,300円/日)

事業実施団体

岐阜県(補助事業)

予算額

H28:6,000千円



喀痰吸引等研修の受講促進支援

事業実施
団体

基本研修(研修促進事業):登録研修機関(委託事業)
実地研修(研修補助事業):登録研修機関(補助事業)

予算額

研修促進事業:2,100千円
研修補助事業:840千円

施策の方向性

- 医療人材の育成と並行して、喀痰吸引等研修に要する経費負担の軽減により、医療的ケアに対応できる福祉人材の早期増員を図る。

受講対象者：福祉事業所等に従事している介護職員、保育士等で特定の者（重度障がい者）に対して喀痰吸引等の行為を行う必要があるもの

区 分		支援の仕組み
基本 研修 年6回 実施 (定員： 各20名)	講義	時間数：8時間（終了後試験：1時間） ○重度障がい児者等の地域生活、障がい及び支援、緊急時の対応、危険防止に関する講義
	演習	時間数：1時間 ○シミュレーターを使用した喀痰吸引、経管栄養の演習 ※合格者に対して後日以下の実地研修を実施。
実地 研修	研修内容	時間数：指導講師による評価により問題が無いとされるまで実施 ※ケアポート研修（現地訪問）により実施 ○特定の者を対象者としての演習 ①喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ、人工呼吸器装着者） ②経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）

岐阜県小児在宅医療研究会

- ・在宅重症心身障がい児者の支援者のすそ野を広げ、相互に顔の見える関係づくりを進めるために開催。
- ・全国の小児在宅医療分野で活躍する講師による講演と県内の関係者による事例発表を実施。
- ・H26年2月に第1回目を開催し、これまでに7回開催。参加者数はのべ約1,700名。家族も多数参加。愛知県、滋賀県、静岡県等、県外からの参加者も増加中。

事業実施団体

岐阜県(県直轄)

予算額

H27:1,000千円

H28:1,000千円

小児・障がい児者医療支援施策への取組を目に見える形にすることがもう一つの目的。

【第6回】

平成27年12月12日 県立看護大学
 テーマ：岐阜県小児在宅医療の最前線
 基調講演：田村 正徳 埼玉医科大学 小児科 教授
 報告：県内の様々な取組事例（演題募集）
 参加者：約250名

【第7回】

平成28年12月18日 県立看護大学
 テーマ：NICUから広がる支援の輪
 ～在宅児Aちゃんのケースから～
 基調講演：紅谷 浩之 オレンジホームケアクリニック代表
 シンポジウム：Aちゃんを支える多職種の取組み、総合討論
 参加者：約300名



〔内訳：医療関係者（医師、看護師など）福祉関係者（相談支援専門員など）教育関係者（特別支援学校教員など）学生、家族など 愛知県、三重県、静岡県等、県外から参加者もあり〕

15

東海三県小児在宅医療研究会

東海三県で、在宅重症児者の支援に携わる方々の顔の見える関係づくりを通じて、相互の知見やノウハウの共有、相互活用を図るため、27年3月に第1回目の研究会を岐阜県（岐阜市）で開催。

【第1回】平成26年度

平成27年3月8日（日）じゅうろくプラザホール（岐阜県岐阜市）
 テーマ：東海三県における障がい児者在宅医療の現状と課題
 プログラム：基調講演、シンポジウム①・②、総合討論
 参加者：約360名（首都圏や九州からも参加）

【第2回】平成27年度

平成28年2月14日（日）桑名市市民会館（三重県桑名市）
 テーマ：障がい児者の在宅生活を考える
 プログラム：基調講演、シンポジウム①・②、総合討論
 参加者：約330名

【第3回】平成28年度（予定）

平成29年2月12日（日）ウインクあいち（愛知県名古屋市）
 テーマ：障害児者の在宅支援と施設の役割
 プログラム：
 基調講演：竹本 潔 大阪発達総合療育センターフェニックス
 小児科医師
 各県の取組み（岐阜県、三重県、愛知県）
 シンポジウム「在宅支援と短期入所・レスパイトケアの取組」
 総合討論



N I C U在宅移行支援実証研究事業

- ・NICU・GCUの看護師等が、地域の保健師や訪問看護師とともに重症児の退院前後に家庭を訪問し、病院と地域の連携による在宅移行支援体制づくりを実証的に研究するモデル事業を実施。
- ・事業の成果は、事例発表会を開催して広く県下に共有。
- ※このため平成28年度に「圏域版小児在宅医療研究会」を開催

事業実施団体 大垣市民病院（委託事業） 予算額

1,549千円（H27年度）
700千円（H28年度）

※圏域版小児在宅医療研究会開催費

訪問実績（H27年度）

- ・対象者数：24名 ・訪問回数：のべ93回
- ・訪問者
病院：NICU/GCU看護師、医師、理学療法士など
- ・地域：保健所、保健センター保健師、訪問看護ステーション看護師など
- ・訪問先：大垣市、池田町、揖斐川町、輪之内町、安八町、海津市、瑞穂市、本巣市、大野町、長浜市、小牧市、桑名市 ほか
- ※H28年度も病院単独事業として継続中

大垣市民病院
NICUからの提案
に基づき施策化。



事例発表会（H27年度）

- ・中間発表会実施 H27.8.8 大垣市情報工房
参加者78名：看護師、保健師、福祉施設関係者など
- ・（リハビリ研修会 H27.12.6 病院講堂 40名参加）
- ・事業報告会 H28.1.24 大垣市情報工房シンクホール
参加者86名：看護師、保健師、福祉施設関係者など



圏域版小児在宅医療研究会（H28年度）※県委託事業

- ・H29.1.7 大垣市情報工房シンクホール
参加者：約100名：全県の看護師、保健師、福祉施設関係者など

17

在宅障がい児者病診連携事業

小児在宅に関係する病院と診療所共通のパスを作成し、医療ケアにおける手技、供給する医療物品、退院後の基本的な受診計画や福祉サービス利用などの標準化を図ることで、スムーズな在宅移行や在宅診療医の新たな受け皿づくりに資する。

事業実施団体 県医師会（委託事業） 予算額 H27:1,000千円、H28:1,000千円

<平成27年度実施状況>

- ワーキンググループの開催
平成27年 8月～平成28年3月
(計4回)
- パスの内容
 - ・ 家族への医療的ケアの指導
(在宅人呼吸器、気管切開、
経管栄養、胃ろう など)
 - ・ 入院中から在宅への流れ
 - ・ 福祉サービス等の手続き、外来での
パスの作成 など

WGメンバー

県医師会
岐阜大学障がい児者医療学寄附講座
国立病院機構長良医療センター
岐阜県総合医療センター
小児科クリニック（医師・看護師）
重症心身障がい在宅支援センターみらい ほか

◎計4回のワーキンググループを経て、パスの試案が完成。関係者に周知・情報共有

<平成28年度以降の展開>

◎実際の在宅移行の現場における実証研究に移行。より効果的・効率的なパスの実用化に向けて
随時改訂作業を実施。

18

障がい児者支援を考える公開連続講座

- ・障がい児者医療に携わる医師、看護師、理学療法士等を講師に、医療・福祉関係者や県民が障がい児者支援を考えるための連続講座を平成26年度から開催（平成26年度：全11回）
- ・平成27年度は5月から12月まで毎月1回開催：全8回 参加者のべ1,527名（各回平均約200名）
- ・平成28年度は9月から平成29年2月までの毎月1回開催：全6回

事業実施団体

岐阜県（直轄事業）

予算額

H27:749千円、H28:800千円

< 28年度のプログラム >

第1回：9月「HAPPY」からはじめる幸福追求型アプローチ

鹿野昭幸 他 はびりすスタッフ 関ヶ原病院放課後等デイサービスはびりす 児童発達支援管理責任者

第2回：10月 発達障がいへの関わり～作業療法士の実践から～

鴨下賢一 静岡県立こども病院 専門作業療法士（福祉装具・特別支援教育）

第3回：11月 発達障がいのある人の育ちと支援～家族の役割を含めて～ 高橋脩 豊田市福祉事業団理事長

第4回：12月 ポバース概念に基づく子どもの実践リハビリテーション

黒澤淳二 大阪発達総合療育センター リハビリテーション部部长

第5回：1月 ロボットで変わる介護現場のいま

大矢諭志 (株)トーカイ シルバー事業本部業務部企画課担当課長 福祉用具専門相談員

第6回：2月 岐阜県における特別支援教育の現状

松原勝己 岐阜県教育委員会特別支援教育課 課長補佐兼特別支援学校整備係長



重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業

重症難病患者を受入れ、適切な治療を行うことができる体制を維持するために必要な医療機器等の整備を行う。

【支援内容】医療機器（人工呼吸器・患者監視装置）の整備
非常用電源装置（非常用発電機・無停電電源装置）の整備

【国庫補助基準額】人工呼吸器 2,452,000円/1台あたり、患者監視装置 1,563,000円/1台あたり
非常用発電機 212,000円/1台あたり、無停電電源装置 41,100円/1台あたり

岐阜県の難病医療体制

重症難病患者
拠点病院

岐阜大学医学部
附属病院

重症難病患者協力病院 36機関

岐阜 14医療機関
西濃 6療機関
中濃 6医療機関
東濃 7医療機関
飛騨 3医療機関
H28年度より新たに市立恵那病院が加入

地域の難病患者の受入れが円滑に行われ、
質の高い医療が提供できるよう設備整備が必要

事業効果

■ 現有する人工呼吸器は老朽化が進んでおり治療に支障をきたしている。最新の医療機器を導入することによって、より安全で質の高い治療が提供可能となる。

OH27年度実績
可児とうのう病院
人工呼吸器 1台
1,634,000円
患者監視装置 1台
833,000円
東海中央病院
人工呼吸器 1台
1,634,000円
患者監視装置 1台
1,042,000円

OH28年度計画

可児とうのう病院 人工呼吸器 1台
患者監視装置 1台
下呂温泉病院 患者監視装置 3台
大垣市民病院 無停電電源装置 4台

OH29年度計画

可児とうのう病院 人工呼吸器 2台
患者監視装置 3台
下呂温泉病院 人工呼吸器 1台
東海中央病院 人工呼吸器 1台

平成29年度 医療的ケアに関する特別支援教育課の取組

◆医療的ケア看護講師研修会（案）

目的 特別支援学校において実際に常勤及び非常勤講師として医療的ケアを実施している看護講師が、より安全で円滑な医療的ケアが実施できるよう看護講師としての専門性の向上を図ることを目的とする。

実施時期 7月下旬

場所 岐阜県立羽島特別支援学校

対象者 特別支援学校に勤務する全看護講師

内容 ・代表3校による実践発表
 ・専門家による講話
 ・グループ討議 等

◆医療的ケア専門研修（案）

目的 医療的ケアの基本的事項（重度の障がい・疾病のある児童生徒）についての医療上の専門的な対応方法に関する具体的な理解を深める。

実施時期 8月上旬

場所 岐阜県立看護大学

対象者 主に医療的ケアのある児童生徒を担当する教員

内容 ・講義（バイタルサインの意味と測定、経管栄養、吸引 等）
 ・演習（吸引、排痰、経管栄養の実技 等）

◆医療的ケア専門協議会

目的 岐阜県立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童又は生徒に対し、安全かつ適切な医療的ケアの実施を図るため医療的ケア専門協議会を設置する。

実施時期 8月～11月（年間2回）

場所 岐阜県教育総合センター

構成委員 各学校の医療的ケア代表者、医師・看護師・学識経験者・保護者代表、その他関係諸機関等関係者のうち特別支援教育課長が必要と認めた者

内容 ・情報交換（各校の取組状況について）
 ・行政説明 等